

議案第十二号

職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

次のとおり職務に専念する義務の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出 恭巳

昭和四十五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



第四章 服務

職員の服務の宣誓に関する

条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十一条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第二条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なつてはならない。

(権限の委任)

第三条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附則

第五編 公務員（職員の服務の宣誓に関する条例）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の服務の宣誓に関する条例の廃止)

2 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十九号）は、廃止する。

別記様式

(鳥中X)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本國憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体ずることも、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名[Ⓞ]

職務に専念する義務の特例 に関する条例

（昭和 年 月 日）
条例 第 号

（この条例の目的）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十

一号）第三十五条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に
関し、規定することを目的とする。

（職務に専念する義務の免除）

第二条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらか
じめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に
専念する義務を免除されることができる。

- 一 研修を受ける場合
- 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 三 前二号に規定する場合を除くほか、町長が定める場合

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職務に専念する義務の特例に関する条例の廃止）

2 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和三十八年

三朝町条例第三十号）は、廃止する。